令和２年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費の運用について

令和２年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費交付要項第 12 条の規定に基づき，令和２年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費の運用について，以下のとおり定める。

１　対象経費

要項第２条第２項の普及啓発活動費交付対象事業の経費の詳細は以下のとおり

経費区分	詳細
講師謝金	推進員が主催するフォーラム等に係る外部講師へ支払う謝金 ※対象外：推進員に対する謝金
会場賃借料	推進員が主催するフォーラム等に係る会場の使用料
機材使用料	推進員が主催するフォーラム等に係る機材（マイク，スクリーン等）の使用料
出展料	環境展等への出展料　※協賛金は対象外
材料・消耗品費	推進員が主催するフォーラム等または環境展等への出展に係る材料・消耗品の購入費（例：模造紙，付箋等） ※対象外：ホッチキス，はさみ，プリンタインク等他に流用可能な文具等。 ただし，参加者１人当たりの材料費の上限は 300 円。
印刷製本費	推進員が主催するフォーラム等または環境展等への出展に係るチラシ作成費，資料等のコピー代等
送料	推進員が主催するフォーラム等に係る案内状・資料等の郵送料，宅配料
保険料	推進員が主催するフォーラム等に係る参加者の保険料
その他	以下は対象外とする ・飲食費（エコクッキングの材料も含む） ・備品購入費（スタッフジャンパー・作業服等の衣類，のぼり旗等） ・配布品（来場者・参加者やアンケート回答者等へ配るノベルティグッズ等） ・交通費

上記以外については，センターまでお問い合わせください。

２　普及啓発活動費交付申請方法

要項第３条の申請にあたっては，一つの事業に対して一申請とします。

年間を通した事業については，前期と後期に分けて申請してください。

個人で申請する場合は申請者本人が，グループで申請する場合は代表者が県センターに申請書を持参，または送付することとする。

※グループ構成届出書に年間計画書を添付し，令和２年４月 13 日から令和２年４月 20 日までに県センター長あて提出すること。ただし，令和２年度委嘱の新任推進員については，以下の会議（5/9，5/11）開催後，グループ構成届書への追加及び新規に結成したグループ申請については５月 13 日（水）（当日消印有効）まで受け付ける。

3　申請および支払

（１）交付申請（要項第３条）

前期，後期の受付期間における申請については同着扱いとする。申請総額が各期の予算額に達したときには，予算額を申請額に応じて按分した額を交付予定額とする。

なお，各期の予算額は県と県センターが協議により定める。

（２）実績報告書（要項第８条）

・購入した材料，消耗品が分かる写真を添付すること
・参加したグループ構成員の集合写真を添付すること
・実際に活動している様子がわかる写真を添付すること

（上記３項目：データでの提出を可とする）

・普及啓発活動費で作成したチラシや当日配布した資料を添付すること
・アンケート調査等を実施した場合は，結果を添付すること
・領収書は，原本を提出すること
・領収書の宛名は，グループ名またはその代表者名とすること
・決算書には，額の内訳（個数，単価等）及び合計金額，参加者１人当たりの材料費及び材料費の内訳を明記すること

＜申請が認められるかどうかについての事例＞

・個人又はグループでの申請は，１人当たり年２万円となります。
グループ申請の場合は，申請グループの人数×２万円が年間の申請総額上限となります。
また，１回の活動申請上限は６万円です。
・個人とグループとのダブル申請は，認められません（ケース７，８）。

	ケース	分類		申請可否	理由
		個人	ｸﾞﾙｰﾌﾟ		
1	個人として１回で２万円申請	✔		○	・個人かグループかどちらかのみ申請可能。 ・一人２万円／年まで申請可能。
2	個人として２回以上に分けて合計２万円を申請	✔		○	・個人かグループかどちらかのみ申請可能。 ・一人２万円／年まで申請可能。
3	個人として前期２万円，後期２万円の合計４万円を申請	✔		×	・一人当たり年２万円まで申請可能。 →１回の申請は２万円未満だが，合計が２万円を超えている。この場合，後期の申請は認められない。
4	グループ（３人）として１回で６万円申請		✔	○	・グループで申請する場合，所属する推進員の数×２万円まで申請が可能。 →この場合，３人×２万円＝６万円まで申請可能
5	グループ（３人）として前期４万円，後期２万円を申請		✔	○	・グループで申請する場合，所属する推進員の数×２万円まで申請が可能。 →この場合，３人×２万円＝６万円まで申請可能
6	グループ（５人）として１回で 10 万円を申請		✔	×	・グループで申請する場合，所属する推進員の数×２万円まで申請が可能。ただし，１回の活

					動申請上限は６万円までとなる。 →この場合，グループの年間申請総額は 10 万円だが，１回の活動申請上限が６万円のため，申請は認められない。
7	グループ（A 氏，B 氏，C 氏の３人）として６万円申請，かつＡ氏が個人として２万円申請	✔	✔	×	・個人かグループかどちらかのみ申請可能。 →この場合，A 氏が，個人とグループと両方で申請しているため認められない。
8	グループ（A 氏，B 氏，C 氏の３人）として４万円申請，かつＡ氏が２万円申請	✔	✔	×	・個人かグループかどちらかのみ申請可能。 →この場合，申請の合計額（４万円）はグループ申請の上限額（人数×２万円＝６万円）以内だが，A 氏が，個人とグループと両方で申請しているため認められない。

【令和２年度スケジュール】

グループ構成届出書

・受付開始：令和２年４月 13 日（金）
・受付終了：令和２年４月 20 日（金）（郵送の場合は 4 月 20 日消印有効）
・年間計画書を添付すること。
※ただし，令和２年度委嘱の新任推進員については，以下の会議（5/9，5/11）開催後，グループ構成届書への追加及び新規に結成したグループの申請ついては 5 月 13 日（水）（当日消印有効）まで受け付ける。

前期

・対象：令和２年６月１日（月）～令和２年９月 30 日（水）実施事業
・受付開始：５月 13 日（水）
・受付終了：５月 20 日（水）（郵送の場合は５月 20 日消印有効）
※申請総額が前期の予算額に達したときでも，受付期間内は申請を受理する。

後期

・対象：令和２年 10 月１日（木）～令和３年１月 31 日（日）実施事業
・受付開始：９月１日（火）
・受付終了：９月８日（火）（郵送の場合は９月８日消印有効）
※申請総額が後期の予算額に達したときでも，受付期間内は申請を受理する。